

令和6年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 太鷲会(法人番号9140005021267)

監査実施日 令和6年10月16日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
1 令和5年度決算において、多数の不備があるにも関わらず、監事による監査報告書の別紙において、「決算」及び「会計処理」の項目が「適」とされている。監事による監査が形骸化しないように、監事による監査の重要性を自覚して業務を行うとともに、監事の職責を果たせるよう機能の強化を図ること。	改善予定
2 役員等報酬の支給について以下のとおり不備があったため、改善すること。 ・役員等及び評議員の報酬等に関する基準の別表1で、常勤役員等の報酬支給額を規定しているが、本文中に別表1の記載がない。規程本文と別表の内容について、整合を図ること。 ・役員等及び評議員の報酬等に関する基準の別表1で、理事長の報酬を月額500,000円～800,000円と規定しているが、令和5年度支給実績を確認したところ、範囲外の金額を支給していた。規程と実態の整合を図ること。 ・理事長に対する役員報酬として賞与を支給しているが、役員等及び評議員の報酬等に関する基準に規定されていない。規程と実態の整合を図ること。	改善済
3 令和5年度の決算において、貸借対照表上の基本財産と法人定款上の基本財産が不一致となっている等、不備が多く見受けられる。次回の理事会・評議員会において経緯を報告し、承認を受けること。 また、今後同様の事態を起こさぬよう、法人として改善策を検討すること。	改善予定
4 令和5年度決算における貸借対照表上の前年度決算数値の一部について、手続きを経て承認された令和4年度決算とは異なる数値を計上していた。計算書類については、理事会及び評議員会での承認等の必要な手続きを経て作成されるものである。決算を修正する場合は、必要な手続きを行うこと。	改善済
5 令和5年度決算を確認したところ、事業開始前であつたうさぎ広畑の費用支出の影響を受けているとはいえ、当期活動増減差額がマイナス41,123,289円、次期繰越活動増減差額がマイナス7,960,857円と、大変厳しい財務状況となっている。 この状況を受け、令和6年6月19日付けで、理事会審議のうえで、経営改善計画を令和6年9月30日までに報告するよう指導していたが、指導監査実施時点において、理事会の開催もされていない。 ついては、社会福祉法人としての経営基盤強化の重要性について改めて認識し、速やかに理事会審議のうえで、経営改善計画を報告すること。	改善予定
6 経理規程が平成27年12月から改定されていないため、法人運営実態や現行の法令等と整合していない部分（経理規程第5条第4項の拠点区分や社会福祉充実計画に関する事項など）がある。社会福祉法人モデル経理規程等を参考に、法人の実態に合わせて必要な見直しを行うこと。	改善済

- 7 予算について以下のとおり不適正な処理が確認されたため、改善すること。改善予定
- ・令和5年度決算における資金収支計算書について、予算額が最終の補正予算額と異なった数値が記載されていた。予算額は、理事会及び評議員会で承認を受けた最終の補正予算額を記載すること。
 - ・令和5年度決算におけるうさぎ拠点区分、うさぎ広畑拠点区分及び居宅拠点区分の資金収支計算書において、予算が計上されていなかったり、大幅に予算超過している支出科目があった。法令等の定めにより、適正に予算管理を行うこと。

- 8 令和5年度決算において、うさぎ拠点区分から本部拠点区分及び居宅拠点区分に対し、事業区分間及び拠点区分間繰入金支出を行っているが、うさぎ拠点区分の当期資金収支差額に資金不足が生じている。施設報酬（指定居宅サービス事業等を含む）を主たる財源とする資金の繰入額は、他の社会福祉事業等への資金の繰入の場合、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲に限られるものである。ついては、令和4年度以前も含めて繰入が認められない範囲を精査し、繰入元の拠点区分に戻入すること。一部改善済

- 9 貸借対照表及び財産目録上の基本財産について、令和4年度決算において投資有価証券300,000円、令和5年度決算において定期預金22,500,000円を追加で計上しているが、当該資産については定款に基本財産として記載されておらず、整合がとれていない。改善済
- ついては、当該資産を基本財産とするならば、必要な手続きを経たうえで定款変更の届出を行い、基本財産でないならば、今年度決算において修正すること。

令和7年3月24日現在